

烏丸通沿道懇談会設置要綱

(平成18年8月29日決定)

(目的)

第1条 京都を代表する通りである烏丸通の、さらなるにぎわい創出の実現に向け、地元・経済界・行政の協働により、烏丸通沿道の将来ビジョンについて共有し、地元・経済界・行政の役割分担を明確にし、それぞれの役割実行へ継承していくこと及びその円滑かつ総合的な推進を図ることを目的に烏丸通沿道懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(構成)

第2条 懇談会は、次に掲げる者を持って構成する。

- (1) 烏丸通沿道の地権者。
- (2) 烏丸通沿道に係る地域住民の代表者又はその指名する者で、座長が認める者。
- (3) 烏丸通沿道に係る商業者・団体の代表者又はその指名する者で、座長が認める者。

(座長)

第3条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は委員の互選とする。
- 3 座長は会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、第2条に規定する委員以外の者を懇談会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 会議は、座長が必要と認める場合を除き公開にて行う。

(幹事会)

第5条 座長は、懇談会の円滑な運営を目的に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の構成員は、座長が指名する。

(部会)

第6条 座長は、特定の事項を検討することを目的に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、座長が指名する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。